



島根県報

平成26年3月25日（火）

第2,582号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (港 湾 空 港 課) 2

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の
規定による医療機関の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 2

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の
規定による介護機関の指定 (") 2

農業振興地域の指定の一部改正 (農 業 経 営 課) 3

換地処分 (農 村 整 備 課) 3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 (水 産 課) 3

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施 (消 防 総 務 課) 5

公布された条例等のあらまし

◇使用料、手数料等の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第35号）

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例第37条の規定の施行期日は、平成26年 4 月 18 日とすることとした。

規 則

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第35号

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例（平成26年島根県条例第1号）第37条の規定の施行期日は、平成26年 4 月 18 日とする。

告 示

島根県告示第168号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
こころ訪問看護ステーション	出雲市天神町869番地 天神ビル2 F	平成26年 2 月 1 日

島根県告示第169号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、法による介護支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年 3 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
合同会社クオリティ・オブ・ライフ	出雲市天神町869番地 天神ビル2 F	訪問看護	こころ訪問看護ステーション	出雲市天神町869番地 天神ビル2 F	平成26年 2 月 1 日
合同会社クオリティ・オブ・ライフ	出雲市天神町869番地 天神ビル2 F	介護予防訪問看護	こころ訪問看護ステーション	出雲市天神町869番地 天神ビル2 F	平成26年 2 月 1 日

島根県告示第170号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

7 東出雲地域の項を次のように改める。

7 削除

島根県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年 3月14日付けで県営土地改良事業に係る養賀原地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

なお、この計画の変更は平成26年 4月1日から適用する。

平成26年 3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万1千トン（平成22年）、生産額で185億円（平成22年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措

置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあい	平成25年1月から12月まで	44,000
2	まいわし	平成25年1月から12月まで	31,000
3	まさば及びごまさば	平成25年7月から平成26年6月まで	23,000
4	するめいか	平成25年1月から12月まで	若干
5	ずわいがに	平成25年7月から平成26年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあい	平成26年1月から12月まで	38,000
2	まいわし	平成26年1月から12月まで	33,000
3	まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	
4	するめいか	平成26年4月から平成27年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成25年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあい	中型まき網漁業	42,500
2	まいわし	中型まき網漁業	30,700
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	22,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成26年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位:トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	36,000
2	まいわし	中型まき網漁業	32,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が增大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。

(2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

(3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

雑

報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成26年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成26年 3 月 25 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び試験場所

(1) 試験日時

平成26年 6 月 22 日 (日) 午前の試験 10時00分から (9時30分までに集合すること。)

午後の試験 13時30分から (13時00分までに集合すること。)

(2) 試験場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市及び隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請 (願書による受験申請) と電子申請 (インターネットによる受験申請) の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部 (願書を持参又は郵送のこと。)

イ 電子申請の場合

一般財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成26年 4 月 30 日 (水) から同年 5 月 13 日 (火) まで (郵送の場合は、5 月 13 日の消印有効)

イ 電子申請の場合

平成26年 4 月 27 日 (日) 午前 9 時から同年 5 月 10 日 (土) 午後 5 時まで (受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県防災部消防総務課、島根県隠岐支庁、各県民センター (事務所)、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型 2 号封筒 (A 4 サイズ) を同封し、一般財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル 2 階

一般財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)